

第4編 伊那中央行政組合職員が職員団体の役員として  
専ら従事することができる期間を定める規則

伊那中央行政組合職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期  
間を定める規則

平成18年7月4日  
公平委員会規則第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）附則第20項の規定により読み替えられた同法第55  
条の2第3項に規定する公平委員会規則で定める期間は、7年とする。

附 則

この規則は、平成18年7月4日から施行する。